

福井市農業委員会委員募集要項

1 募集人数 35人

2 任期 令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分 福井市の特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 農業委員会の定例会（毎月1回）に出席し、農地法及び関連法に基づく農地の権利移動、転用等に係る許可等に関する審議を行い、併せて審議に関連する現地調査を行います。
- (2) 担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進に関する活動を行います。
- (3) 地域計画に関する地域での話し合いの場への参加及び将来の農地の集積、集約のための目標地図の変更素案の作成に向けた情報収集等を行います。

農業委員は活動内容を日々記録し、月毎に農業委員会事務局へ提出する必要があります。

5 委員報酬 月額34,000円（会長、会長職務代理者は別規定あり）

6 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関する職務を適切に行うことができる者とします。

ただし、次のいずれかに該当する者は、農業委員になれません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令等により農業委員との兼職が禁止されている職にある者
- (4) 福井市暴力団排除条例（平成23年福井市条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員等又は暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

7 推薦をする者の範囲

農業者又は農業者が組織する団体その他の関係者

8 推薦及び応募に係る手続き等

規定の様式に必要事項を記入のうえ、(3)の添付書類を添えて、郵送又は持参により、福井市農業委員会事務局まで提出してください。

なお、推薦及び応募に係る書類は返却しませんので御了承ください。

(1) 推薦及び応募様式

農業者から推薦を受ける場合	【農委様式1】
団体から推薦を受ける場合	【農委様式2】
自薦で応募する場合	【農委様式3】

(2) 様式の入手方法

福井市農業委員会事務局の窓口に備えるほか、福井市のホームページからもダウンロードできます。

《福井市ホームページ URL》

<https://www.city.fukui.lg.jp/sigoto/nourin/nougyou/iinntoubosyuu.html>

(3) 添付書類

ア 被推薦者（推薦を受ける者）又は応募者が市外在住である場合は、当該者の住民票（本籍が記載された発行後3か月以内のもの）、耕作証明書、納税証明書

イ 被推薦者又は応募者が認定農業者（農業経営改善計画認定申請書提出済みの者（以下「認定申請中の者」という。）を含む。）である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し

ただし、認定申請中の者については、市が指定する日までに認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し

ウ 被推薦者又は応募者が認定農業者等に準ずる者（「13 認定農業者等に準ずる者について」参照）である場合は、それを証明する書類の写し

9 受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで【必着】

持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時00分までに提出してください。

書類の受付期間は延長する場合があります。この場合、受付期間最終日以降に福井市のホームページ等により公表します。

10 推薦及び応募に係る書類の提出先並びに問い合わせ先

福井市農業委員会事務局

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号（市役所本館5階）

電話：0776 20 5550（直通） FAX：0776 20 5558

e-mail : nougyo@city.fukui.lg.jp

11 選考方法

福井市農業委員候補者評価委員会において、提出された書類をもとにア～ウの観点により選考します。（必要に応じて面接等を行う場合があります。）

ア 委員の過半が「認定農業者等」及び「認定農業者等に準ずる者（「13 認定農業者等に準ずる者について」参照）」となること。

イ 農業者以外の利害関係のない者を1名以上含むこと。

ウ 地域バランス、年齢、性別等に著しい偏りがないよう配慮すること。

ただし、次(1)～(3)の者については、農業委員に相応しくないことから、選定しない場合があります。

（1）市町村税の滞納者

（2）違反転用の指導対象者

（3）遊休農地の所有者又は遊休農地となっている農地の耕作者

結果については、3月下旬に福井市のホームページ等により公表し、結果に係る通知文書等の発送は行いません。

その後、福井市議会に議案として提出し同意を得た後、福井市長より任命します。

1 2 その他

受付期間の中間及び終了後に福井市のホームページ等で、提出のあった推薦及び応募にかかる書類をもとに以下の内容を公表します。

- (1) 推薦者（農業者）については、氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦者（団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件
- (3) 被推薦者又は応募者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営の状況、認定農業者等に該当するか否か、認定農業者等に準ずる者に該当するか否か
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 被推薦者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む。）等及び認定農業者等に準ずる者の数
- (6) 応募者の数及びそのうちの認定農業者（認定申請中の者を含む。）等及び認定農業者等に準ずる者の数

1 3 認定農業者等に準ずる者について

農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号に掲げるイからヌまでの者を指します。
具体的には次のとおりです。

- (1) 過去に認定農業者等だった者（認定農業者等OB）
- (2) 認定農業者の農業に従事・経営参画する親族
- (3) 市から青年等就農計画の認定を受けた者（認定新規就農者）
- (4) 上記(3)が法人である場合には、法人の業務執行役員又は使用人。当該法人の行う耕作等に関する権限及び責任を有する者
- (5) 「地域計画」又は「畜産クラスター計画」で中心的な経営体として位置づけられている者（個人又は法人）
- (6) 上記(5)が法人である場合には、法人の業務執行役員又は使用人。当該法人の行う耕作等に関する権限及び責任を有する者
- (7) 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
(農業機械士・指導農業機械士・指導農業土・農業経営士・青年農業士・普及指導協力員・農業女性アドバイザー)